

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	資金調達額の100分の50以上を供給していても、議決権を全く持っていないのでは、経営に十分影響力を行使できず、従属しているとはいえない。したがって、資金調達額の100分の50以上の供給という要件に加え、議決権の過半数の保有も要件とするべきである。	本告示は、保険会社の子会社のうち、保険業法施行規則第56条の2第1項第23号に掲げる「自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務」を行う会社の具体的な要件を定めたものであり、保険会社等により議決権の過半数を保有されている子会社という要件は課せられているものです。
2	第二条第一項第二号ロ、同条第二項第二号ロ、第六条第二号ロ、第七条第一項第二号及び第七条第二項第二号ロに規定する「資金調達額の総額」は具体的に何を指しているのか。	保険業法施行規則第56条の2第1項第23号に掲げる業務を行う子会社が、株式の発行、借入れ、社債の発行などにより、外部から調達している資金の総額を指すものです。